

# 和歌山県警察学生サポーター運用要綱の制定について（例規）

（最終改正：令和2年1月21日 少第5号）

和歌山県警察警察本部長から各所属長宛て

全国的に少年非行が減少している中で、県内における非行少年等は4年ぶりに増加に転じ、少年による集団での強盗致傷事件等凶悪事件が発生しているほか、少年が携帯電話で安易に有害サイトを利用する等して福祉犯の被害に遭う事案が増加しており、少年を巡る問題は憂慮される状況にある。

このような状況を踏まえ、少年と年齢が近く、少年の心情を理解しやすい立場にあり、行動力と実践力に富む学生と連携した少年の非行防止活動及び健全育成活動を推進するため、別記のとおり和歌山県警察学生サポーター運用要綱を制定し、平成22年4月1日から施行することとしたので、適切な運用に努められたい。

## 別記

### 和歌山県警察学生サポーター運用要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、大学院、大学及び短期大学（以下「大学等」という。）に在籍する少年警察ボランティア（以下「学生サポーター」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 目的

非行少年や被害少年等の立ち直りのための、少年非行防止活動及び健全育成活動に意欲と熱意を有し、しかも、少年と年齢の近い立場にある大学等の学生を学生サポーターとして委嘱し、警察職員、関係機関及び少年警察ボランティア団体（以下「警察職員等」という。）と共に、少年の社会参加活動及び居場所づくりのための諸活動を行い、同活動を通じて、少年が地域社会の中で目標を見つけ、健全な成長を目指せるように支援することを目的とする。

#### 第3 委嘱

1 学生サポーターは、次に掲げる要件を備えた者の中から、警察本部長（以下「本部長」という。）が生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）の推薦に基づき、委嘱するものとする。

(1) 和歌山県内の大学等に在籍若しくは県内に居住している大学等の学生であること。

(2) 人格及び行動が少年の模範となるにふさわしく、責任感を有すること。

(3) 少年の非行問題等に深い関心を持ち、任務遂行に熱意を有すること。

(4) 心身共に健康であること。

(5) 学生サポーターとして活動することを真に希望し、学生サポーター申込書（別記様式第1号）を提出し、本人がその意志を明確にしていること。

2 1の推薦は、学生サポーター推薦書（別記様式第2号）により行うものとする。

3 本部長は、学生サポーターを委嘱するときは、委嘱状（別記様式第3号）、学生サ

ポーター証（別記様式第4号）を交付するものとする。

- 少年課長は、第7に規定する活動を行う学生サポーターに対し、当該活動が行われる都度、腕章及び学生サポーターベスト（以下「ベスト」という。）を貸与するものとする。

#### 第4 任期

- 学生サポーターの任期は、委嘱日から翌年3月31日までとする。ただし、再委嘱を妨げない。再委嘱する場合は、委嘱状等は新たに交付しないものとする。
- 学生サポーターに欠員が生じたときは、新たに学生サポーターを委嘱するものとし、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第5 定数

学生サポーターの定数は、50人とする。

#### 第6 解嘱

- 本部長は、学生サポーターに次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、任期中にかかわらず解嘱するものとする。
  - 学生サポーター本人から解嘱の申出があった場合
  - 大学等を休学、退学その他任務の遂行に適さない事由があると認められる場合
  - ボランティアとしてふさわしくない非行があったと認められる場合
  - 死亡又は負傷によりその任務遂行が困難となった場合
- 本部長は、学生サポーターを解嘱するときは、解嘱通知書（別記様式第5号）を交付して行うものとする。
- 少年課長は、学生サポーターが解嘱されたときは、委嘱状、学生サポーター証を返納させるものとする。
- 少年課長は、学生サポーターから学生サポーター証の紛失又は損傷した旨の届出を受理したときは、本人からその理由を聴取した上で再交付の手続をとるものとする。

#### 第7 活動内容

学生サポーターは、生活安全部少年課少年サポートセンター（以下「センター」という。）と連携して、非行少年等の立ち直り支援活動・健全育成活動を行うものとする。

- 少年の居場所づくり活動  
体験研修、勉学支援、レクリエーション等を少年と共に行う。
- 少年の社会参加活動支援  
街頭啓発、ボランティア等の社会参加活動等少年の社会性及び規範意識の向上を図るための活動を行う。

#### 第8 活動上の留意点

- 学生サポーターの活動は、任務遂行時における災害等の未然防止の観点からも必ず警察職員等と共に行うものとし、少年との連絡等は、センターを経由して行うものとする。
- 活動を行う場合には、必ず、学生サポーター証を携帯し、腕章及びベストを着用するものとする。
- 学生サポーターは、活動で知り得た個人情報など、秘密の保持を厳守するものとし、解嘱後も同様とする。

## 第9 活動の記録等

警察職員は、学生サポーターが行った活動について、学生サポーター活動記録簿（別記様式第6号）に記録するものとする。

## 第10 研修

少年課長は、学生サポーターの任務遂行に必要な知識及び技能の向上を図るため、学生サポーターに対する研修会を年1回以上開催するものとする。

## 第11 災害時の補償

学生サポーターの活動における災害等に関する補償は、少年警察ボランティア団体総合補償保険により取り扱うものとする。

## 第12 事務処理

学生サポーターの運用に関する事務処理は、センターにおいてこれを行うものとする。